前日準備・片付け

1. 机・いすの移動

(1) 移動は、基本的にその机・いす・教卓のある教室の生徒ないし清掃担当の生徒が担当する。

具体例 25 HR を A 部が使用するとき、移動は 25 HR が担当する。

- (2) 各教室の移動指示および保管場所への受け入れ指示は、職員が行う。
- (3) 移動は、3 つの時間帯 (A, B, C) に分けて行う。順番は以下の通りである。

準 備: A → B → C 片付け: C → B → A

- (4) 移動が完了するまで、その教室の使用団体は準備を始めない。ただし、各責任者間で了承がなされた場合は、特別にこれを認める。
- (5) 机・いすの保管場所からの持ち出しは、これを禁止する。必要のある場合は、各保管場所の管理者に持ち出す数量を伝え、許可を得る。生徒会本部および文化祭実行委員会は、これに一切関与しない。

2. 体育館の会場設営

(1) 内容

体育館にシートを敷き、いすと長机(体育館入口にあるもの)を並べる。ただし、 長机は放送委員会用のものであるため、放送委員会が用意している場合もある。

(2) 準 備

前日準備の時間に実施する。各教室の机・いすの移動が終了し次第、体育館に集合する。ただし、委員会ないし運動部で役割のある生徒は、それを優先する。仮設ステージは、14 HR が担当する。

(3) 片付け

閉会式終了後に実施する。各教室の机・いす移動が終了し次第、体育館に集合する。

(4) いすの配置

いすは、各クラス 44 脚用意し、各列 4 脚配置する。前後にいす 1 脚分の空間をつくる。

3. パネル・暗幕の配布と返却

(1) 配 布

配布は、前日準備の際に行う。優先順位は「方針 3 (1) (p. 1)」の通り。

場所:パネルは生徒ホール、暗幕はコモンテラス

手 順:あらかじめ必要な分をまとめて用意してあるので、実行委員は、破損 がないことを確認したうえで受けとる。

(2) 返 却

返却は、はぐま祭2日目の片付けの際に行う。

場 所:グラウンド南、プール下倉庫前

手 順:実行委員と運動部の生徒で、破損の有無、年度の記入などを確認し、搬 入する。

その他:暗幕は、サイズが見えるようにたたむ。

借りたときと同じ状態で返却する。

教室を分割するパネルは、各教室の使用団体が受け取り、返却する。 破損のあった場合は、破損させた団体が責任のもと弁償する。その際 の手順は以下の通りである。

- 実行委員長は、破損させた団体を記録し、返却が完了したのち、 生徒会本部へ報告する。ただし、破損のなかったときは報告の必要はない。
- 2. 当該団体責任者の生徒は、責任者の教員に申し出たうえで、破損した暗幕を生徒会本部へ持参し報告する。
- 3. 破損した暗幕は、当該団体が弁償し、はぐま祭の終了後 2~3 週間以内に生徒会室へ提出する。

4. 展示会場のドアおよび窓

(1) ドアは取り外しできないため、勝手に動くことのないよう、ストッパーなどを用いて固定する。ただし、テープなどで固定してはならない。

5. 廃棄物の処理

厚生委員会が担当する。

- (1) 保健課、厚生委員会の指示に従って分別を行い、時間内に片づける。
- (2) コンテナやトラックの場所については、厚生委員会から連絡がある。
- (3) 廃棄方法は、保健課から配布されるプリントに従う。
- (4) 砂、土、レンガ、ブロックは取り扱わない。各団体の責任のもと処分する。
- (4) プール下倉庫には、来年度使用できる制作遊具のみ保管できる。 **その他のものは 各団体で処分する。** 倉庫前にいる保健課担当教員と厚生委員の指示に従う。 以下の作業および確認は、各団体責任者が行う。
 - 場所
 サッカーグラウンド南
 - 2. 搬入対象

制作年度から 3 年を経過していないもの(記入された年度が R4 以降のもの)

- 3. 注意事項
 - ・倉庫は屋外であるため、必ず靴を着用する。
 - ・修理が必要であるものは搬入しない。
 - ・搬入時、わかりやすい位置に年度(R6)を記入する。
 - ・制作年度から 3 年が経過し、使用されなかったものは、厚生委員会が片付けまでに処分する。

6. 諸注意

- (1) 全員が協力し、時間内にすべての作業を完了する。作業が早く終わった団体は、他の団体を手伝う。
- (2) 使用した教室・体育館および廊下は、使用団体の責任のもと、すべて使用前の状態 へ片付けて復旧する。復旧状況は各教室の管理者が確認し、汚れや傷などがある場合は、管理者が使用団体へ指示し、復旧させる。
- (3) 機材の運搬にあたっては、引きずって校舎を傷つけることのないようにする。
- (4) 暗幕およびパネルの破損などがあった場合は、速やかに責任者へ申し出て、各団体で弁償する。
- (5) 休日を含め、下校時には消灯と窓の施錠を徹底する。